

令和 8 年度新潟県農薬管理指導士養成研修及び認定試験実施要領

1 実施目的

農薬販売者、防除業者等農薬使用者及び農薬使用の指導的立場に当たる者の資質向上を図り、高度な専門知識と指導力を有する者を新潟県農薬管理指導士として認定することにより、農薬の管理及び使用の安全を確保し、もって農薬の危害及び被害を防止することを目的とする。

2 日 時

令和 9 年 1 月 20 日（水）午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

- （1）受 付 午前 9 時 30 分～10 時
- （2）農薬管理指導士養成研修 午前 10 時～午後 3 時
- （3）農薬管理指導士認定試験 午後 3 時 30 分～4 時 30 分

3 会 場

新潟県庁西回廊 2 階 講堂（新潟市中央区新光町 4－1）

4 主 催

新潟県

5 研修内容及び試験方法

- （1）農薬に関する関係法令や安全使用、危被害防止対策等について研修
- （2）研修終了後、研修内容等から筆記試験（択一式）を実施

6 受検資格（新潟県農薬管理指導士認定要綱第 5）

- （1）年齢が 20 歳以上であること
- （2）現に農薬販売、防除又は農薬適正使用の指導の業務に従事しており、かつ、その実務経験が 2 年以上であること
- （3）認定試験は、次の各号のいずれかに該当する者は受けることができない。
 - ア 暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7 手続き及び経費等

9（2）アに示す団体に所属する方は、各団体からの通知により手続きを行ってください。

9（2）アの団体に所属していない方は、直接、公益社団法人新潟県植物防疫協会に電話または F A X で問い合わせいただければ、必要書類を郵送します。

なお、共通する手続き、受講料は以下のとおりです。

- （1）提出書類
認定申請書及び実務経験年数証明
- （2）提出期限
令和 8 年 12 月 25 日（金）

(3) 受講料

4,000 円（研修で使用するテキスト代等）

支払方法は、所属する団体又は(公社)新潟県植物防疫協会からお知らせします。

なお、テキストや資料発送後の受講料の返金は、いたしかねます。

8 試験結果の発表

結果については、令和9年3月末日までに各所属団体等を通じて本人に通知するとともに、合格者には認定証を交付します。

9 問い合わせ先

(1) 制度に関するお問い合わせ

新潟県農林水産部農産園芸課主要作物係 電話:025-280-5194

(2) 研修・試験に関するお問い合わせ

ア 団体に所属されている方は、各団体の窓口で照会ください。

(ア) 新潟県農薬安全指導者協議会

電話：025-274-7151 FAX:025-271-2556

(イ) 新潟県農業共済組合

電話：025-282-5148 FAX:025-385-7742

(ウ) 全国農業協同組合連合会新潟県本部

電話：025-232-1600 FAX:025-232-1537

イ 団体に所属されていない方

公益社団法人新潟県植物防疫協会

電話:025-233-2839 FAX:025-233-8018

10 その他（外来駐車場の利用について）

車でお越しいただく場合は、外来駐車場に駐車いただき、係員から受け取った駐車券を会場受付までお持ちください。

